

熊取町建設工事等業者資格審査要綱

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする業者の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象者)

第 2 条 業者の資格審査は、町長の定める期間（以下「申請期間」という。）内に建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を提出したものについて行うものとする。

(資格要件)

第 3 条 前条の規定により入札参加資格審査申請書を提出した業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、本町が発注する建設工事等の入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する不正を認めたときから 3 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又重要な事項を記載しなかった者
- (4) 営業に関し必要な許可並びに登録を受けていない者
- (5) 大阪府内に営業所を有しない者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 国税並びに地方税を滞納している者
- (8) 資格審査基準日（申請期間の属する月の初めの日）現在において、1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく当該業種の経営事項の審査を受けていない者（建設業者に限る。）
- (9) 資格審査基準日現在において、引き続き 1 年以上当該希望業種の営業を行っていない者
- (10) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けて

いる者

(入札参加資格審査)

- 第4条 競争入札に参加しようとする者に対して、3年に1回町長が指定する期間に入札参加資格審査の申請書を提出させるものとする。
- 2 入札参加資格審査申請書に必要な添付書類については、申請受付のつど別に定める。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、定期認定申請年度において認定申請をしていない者については、当該年以外に追加申請期間を定めて行うものとする。
 - 4 資格審査の申請をした者に受付票を交付するものとする。

(資格審査等)

- 第5条 熊取町建設工事等業者選定委員会要綱に基づく熊取町建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）は前条第1項の申請があったときは、入札参加資格審査申請書に基づき、資格審査を実施するものとする。
- 2 町長は、前項の資格審査の結果に基づき、建設工事等の入札に参加する者の資格の有無を承認するものとする。
 - 3 前項の規定により承認された者（以下「有資格者」という。）について、熊取町入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。
 - 4 前条第3項の申請があったときは、入札参加資格審査を行ない有資格者については、前項の規定により作成された名簿に登載するものとする。
 - 5 名簿の有効期間は、名簿が作成された年の4月1日から起算して3年とする。ただし、追加申請による場合は、次期の定期認定申請年度の3月末日までとする。
 - 6 第3項の規定により作成した名簿は、公表するものとする。

(入札参加資格の有効期間等)

- 第6条 前条の規定による有資格者の入札参加資格の有効期間は、当該資格が承認された年の4月1日から起算して3年とする。ただし、追加申請による場合は、次期の定期認定申請年度の3月末日までとする。
- 2 町長は、前条の規定により資格を認めた後、当該資格に変更があると認められる者については、委員会の審査を経て、その資格を変更することができる。
 - 3 町長は、有資格者が地方自治法施行令第167条第4第2項に該当したとき又は不正の手段により入札参加資格の承認を受けたと認められるときは、委員会の審査を経て当該認定を取消すものとする。この場合において町長は、当該有資格者にその旨通知し、かつ名簿から抹消するものとする。

(有資格者の等級別区分)

第7条 町長は、有資格者の総合的な評定をするため、有資格者の等級別区分を定めるものとする。

2 有資格者の等級別区分に関する必要な事項は、別に定める熊取町指名競争入札要綱によるものとする。

(変更届)

第8条 有資格者が次のいずれかに該当するときは、直ちにその事実を証する書類を添えて書面により、町長に提出させるものとする。

(1) 申請書及び提出書類の記載事項に変更があったとき。

(2) 営業の休止又は廃止があったとき。

(3) 個人である有資格者が法人を設立し、当該法人が継承しようとするとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか資格審査について必要な事項については町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。